

第2回 旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議 議事要旨	
日 時	令和5年2月15日(水) 18:30～21:00
場 所	武蔵野市商工会館4階 市民会議室
委員	光田座長、内川副座長、阿部委員、吉清委員、大塚委員、樋爪委員
	※塚本委員はオンライン出席、深谷委員は欠席
事務局	武蔵野市資産活用課長 他3名

1. 開会

(1) 本日の出席者について

(事務局)事務局から塚本委員のオンライン出席と、深谷委員の欠席連絡後、配布資料の確認が行われた。

2. 議事

(1) 前回の振り返り(議事要旨確認)

(座長)前回の振り返りについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)資料1の前回議事要旨を説明します。

冒頭、市長より挨拶を申し上げた後、座長と副座長の選出をいただきました。その後、事務局よりこれまでの経過について説明し、この会議に期待すること等について各委員より発言いただきました。

各委員より、歴史的、文化的価値の継承等に関することについて、建物だけでなく緑や外壁などの付帯設備を含めて一体であるということ、樹木と周辺のまちとのつながりについて、管理運営や収益性を意識していく必要があるのではないか、といったご意見がありました。

続いて、本会議の進め方及びスケジュールについて、市民ワークショップの実施予定内容について事務局より説明いたしました。

その中で、建物をどの程度オリジナルに戻すのかを想定しているかというご質問をいただき、それについては有識者会議で議論のうえ、方向性についてご助言をいただきたいとお答えいたしました。

また、市民や人々を巻き込んで活動を作り出すなど、参加者が当事者性を感じてくれることが大事だ、といったご意見や、ワークショップはいわゆる利活用のアイデア出しにとどめる方が良いといったご意見もありました。その他、企業版ふるさと納税の可能性についてもご紹介がありました。

次に、公開時アンケート結果に対し、緑の保全については落葉の問題とセットで考える必要があるといったご意見や、落葉をたい肥として循環させる取組みなどもご紹介いただきました。

最後に、参考事例のご紹介と視察のご提案をさせていただきました。

(座長)ご意見ご質問がないようですので、「案」を削除し、この議事要旨で確定したいと思います。

(2) 有識者会議における検討の進め方について

(座長)続いて、有識者会議における検討の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)資料2と参考資料1、2を使って説明します。

まず、会議全体のロードマップ案を提示しますので、今後の議論の進め方についてご意見を伺いたいと思います。

議論の前提として、基本情報の共有と市民意見の共有がベースとなるため、主に1回目と2回目で情報提供をいたします。

これを踏まえ、保存の視点から、建物や庭、資料等について、文化的価値・歴史的価値をどの様に捉えるか、登録有形文化財の対象ではない修室棟や礼拝棟をどの様に考えるか、保存・復元の範囲や改修規模、また保存樹木等の扱いをどうするか、等の議論をお願いします。

同様に利活用の視点から、周辺環境、庭の活用と近隣への配慮、利用者ターゲットをどの様に想定するのか、道路沿いの塀についてなどの論点があります。目指すべきテーマ・コンセプトや保存・利活用に関する基本方針、具体的な利活用検討などについては、保存と利活用のバランスをどの様に考えるか、各々の優先度をどの様に考えるか、といった内容で議論していただければと思います。

4回目、5回目では、管理や運営の視点、また社会実験なども加えながら、これらの論点を一貫した軸として上段で議論を進めていければと整理しました。

参考資料1で建物公開時のアンケート結果やコメントを説明します。建物公開について、参加者数は近隣住民 67 名、一般は2日間で計 146 名でした。

旧赤星邸の最も大きな魅力については、近隣住民では「緑豊かな場所がある」が高く、一般では、「登録有形文化財を見学することができる」が高くなっています。旧赤星邸の利活用で期待することについては、観光・産業の振興について一般の方が高い割合となっています。

旧赤星邸の利活用で期待することについて、緑の保全と創出に関し、「これを維持保全することは地域全体の利益に資する」という意見、文化伝承に関し、「新しい用途を持たせ次世代に引き継ぐことが大切」という意見、良好な都市景観の形成に関し、「武蔵野市のイメージづくりに役立つ」などの意見をいただいております。

期待することや心配な点について、「適切に守って公開してほしい」、「周りの人の憩いの場となるような活用」、「利活用と保全のバランスが大変」といった意見、「できる限り現状を維持し残して」や「あまり騒がしい場にならないように」、「文化財と文化の保護に十分配慮を」などの意見が出ています。

参考資料2で関係者へのインタビューの経過報告をします。旧赤星邸の利活用に関し、関連があると思われる方々にインタビューを行いました。今回は先行して実施した分の経過報告です。

前所有者からは、「日常的に遊びに来たり、行事へ誘ったりといった付き合いがあった」、「近隣の方が自分たちの存在をよく理解してもらっていた」というお話がありました。

赤星鉄馬の親族の方々からは、「意匠や空間を損なわずに残してほしい」、「一般化すると旧赤星邸としての価値がなくなってしまう」、「資料館のようになると、1回見学したらおしまいになる」というご意見がありました。

近隣住民からは、「一般的な公園になると、今までのイメージが変わり、他の公園と同じようになってしまうことが心配」という意見がありました。

(座長) それでは質問、意見をお願いします。

(副座長) 事務局で取りまとめた内容で、方向性としてはよいのではないのでしょうか。

(B委員) 特に緑に関してはできる限り残すことで意見は一致しているが、保存に関してどの時点を中心にするかということについて繰り返し確認していくことが大事だと思います。

(座長) 「どの時点」を保存するかというのが大事だと感じます。レーモンドの設計、修道女会の歴史、シスターと馴染んだ市民の存在など、どの時点をコンセプトとして残すべきかが難しい。保存と利活用のバランスについて今回議論し、次回以降はテーマやコンセプトを作っていくのですが、次回以降もこのバランスは引き続き検討していくということで、ロードマップはこの内容でよろしいでしょうか。

※出席した委員全員が資料2の進め方について同意した。

(3) 関係法令、歴史的背景、類似施設(視察状況報告)等について

(座長)まず関係法令、歴史的背景について事務局から説明をお願いします。

(事務局)それでは、関係法令について資料3で説明します。

敷地全体を都市公園と想定すると、公園施設は建蔽率2%までの基準が設けられており、現況は超過していますが、特例があります。

建物の用途を休養施設、教養施設、運動施設又は災害応急対策に必要な施設とすれば、建蔽率が12%まで緩和され、また、建物の用途を休養施設又は教養施設とし、さらにその建物が登録有形文化財であれば建蔽率が22%まで緩和されます。

建蔽率の特例をもとに、建物用途をすべて休養施設又は教養施設として旧赤星邸に当てはめると、旧赤星邸内の建物は、休養施設又は教養施設であれば全て残しても法的に問題ないことになります。

もう一つの特例について、公募設置管理制度があります。公園に飲食店や売店などを設置するとともに、ここから得る収益を活用して周辺の園路や広場などを一体整備する民間事業者を公募で選ぶ制度です。この制度の特例措置として、設置許可期間が通常10年のところ20年になり、また、建蔽率も2%から12%まで緩和されます。ただし、武蔵野市の条例では現在のところ定めがないため、条例改正が必要です。

都市計画法の規制は、容積率も十分に余裕があり、都市公園法の規制を満たせば問題ありません。

建築基準法について、旧赤星邸は第一種低層住居専用地域にあり、建てられる建物用途が限定されます。ただし特例の許可として、特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがない、又は公益上やむを得ないと認めた場合には、上記以外の用途も建築可能です。

文化財保護法による規制については、現状変更しようとする日の30日前までに届け出が必要となることのみです。

企業版ふるさと納税について、企業側では地域に貢献しつつ法人税の軽減効果が得られるメリットがあり、赤星邸の利活用に際しても手法の1つとして考えられますが、武蔵野市は普通交付税の不交付団体であり、地方拠点強化税制における地方活力向上地域でもないことから本制度は使えないこととなります。

続いて歴史的背景の変遷を資料4にまとめました。建物の竣工は、1934年です。1944年に日本陸軍、戦後に進駐軍に接收されています。ただし進駐軍は所有者にはなっておらず、戦後10年ほど赤星鉄馬やその親族らが所有しつつ、賃貸していたようです。1955年にノートルダム修道女会が取得し、56年に開設されています。

渡辺和子シスターは1956年から1958年まで旧赤星邸で修練されています。1979年には、北側にあった木造平屋の使用人スペースを解体し、礼拝棟を建築するとともに、併せて南側に修室棟を増築しています。同時期に渡辺和子シスターは管区長職に就いており、また管区長室は旧赤星邸2階の赤星鉄馬寝室です。

渡辺和子シスターは1990年から理事長を務められており、講演会等で全国を忙しく回っていたようですが、東京での滞在場所として、修室棟2階の一番東側の部屋を使われていたようです。そして、2021年2月に市の取得となっております。

(座長)ここまでのところで意見、質問をお願いします。

(D委員)複数の建物がある場合、建蔽率はどのような扱いになるか。また、登録有形文化財であり休養施設や教養施設ではない場合は特例の適用はできるのか。最後に教養施設が幅広く例示されていたが、最終的に適合しているか判断するのはどこになるのか。

(事務局)まず特例が適用される用途以外の建物は、合計で2%以内でなければならない。また、建物内で複数の用途があれば、その用途の部分で判断することになる。次に、休養施設や教養施設でなけ

れば登録文化財であっても加算は無いことになる。最後に判断する部署については、公園管理者である武蔵野市と考えます。

(D委員) 建蔽率が 22%まで緩和されると判断はどこになるのでしょうか。

(事務局) 公園管理者である武蔵野市が判断するということになると思います。さらに建築基準法上の用途制限も合わせて受けるため、休養施設または教養施設かつ第一種低層住居専用地域内で建築可能な用途でないとは建てられないということになります。

(E委員) 結婚式を行うのは可能ですか。収益のこともあり、また「社交場」、「社交界」というものがあつたと感じさせるには、庭とリビングを連続して使う結婚式がちょうどいいのではないかと思います。そうなるのカフェも設けたいのですが体験施設の併設という形での設置は可能でしょうか。

(事務局) 体験学習施設のプログラムとしてイベントを行うことや、付属施設としてお茶が飲める等のことも場合によっては可能と思います。ただし、第一種低層住居専用地域内では、結婚式場は集会施設となるため作ることはできません。公民館としても規模が限られ、多くの人の集まる施設は作れません。飲食店、物販店舗等も作れないが、用途制限の緩和については許可の制度があります。

(E委員) PARK-PFIのような仕組みが使えるよう市条例で定めれば、飲食店等もできるのでしょうか。

(事務局) 公園条例上はできるようになりますが、建築基準法上は許可が必要となります。

(E委員) 宿泊体験というのもあまり好ましくないということですか。

(事務局) 常時行うものではなく、その日のみのイベントのような体験型なら可能性はあります。建物の主用途は建築確認申請上の判断になりますので、建築指導課等との協議によるかと思います。

(座長) 要するに体験学習での宿泊は可能で、ホテルは不可という考え方でしょうか。

(事務局) ホテルは不可となります。体験学習施設は建築基準法上の判断が必要で、建てられる用途であればそのプログラムの一つとして可能となる場合も考えられます。

(C委員) この公園に都市計画をかけるかどうかと、都市公園の中の建物とすると建物用途は限られてしまうが、建築敷地と都市計画公園又は都市公園に区分を分けるという設定はいかがでしょうか。

(事務局) 仕組みとしてはあります。その場合は建物には建築基準法のみ、公園部分には都市公園法のみがかかります。ただし、市としてはこの土地について全体を都市公園とすることを前提として取得したという背景があるので、全体を都市公園として位置付けたいと考えています。

(座長) 都市公園と都市計画公園の違いを説明いただけますか。

(C委員) 都市計画公園は 500 m²ぐらいから位置付けられ、都市計画の網を掛けることである程度恒久的にでき、廃止の際は代替公園が必要となります。都市公園に制限が付加されるものになります。

(A委員) 各用途についてどの程度の面積が可能か整理の必要があります。用途を考えれば今の建物を残すことは可能だと思いますが、「礼拝棟」という名称では宗教施設と扱われ都市公園内では建てられません。修道女会時代のプログラムを展開しようとする「礼拝棟」という名称を使いたくなりますが、法的には不可になるのかもしれない。

(事務局) 各用途の面積については整理します。「礼拝棟」という名称については、建物をどこまで残すかに関わりますので、この会議の中で意見をいただければと思います。

(座長) では、続いて視察報告をお願いします。

(事務局) 資料5を用いて、座長と副座長とで1月7日に視察をした際のご報告をいたします。

俣野別邸は、横浜市と藤沢市との市境にあり、昭和 14 年に建築され、平成 16 年に重要文化財に指定されたものの、平成 21 年に火災で大部分を焼失しています。平成 28 年に再建、横浜市認定歴史的建造物に指定され、平成 29 年より一般公開されています。整備等は横浜市が行い、運営管理は

指定管理者制度により公益財団法人横浜市緑の協会が行っています。建物内は有料の見学施設のほか、喫茶室や貸集会室もありました。視察当日は、横浜市緑の協会の方にご案内いただき、管理運営に関してお聞きしました。その際、庭と建物の維持管理とは全く別であり、それぞれノウハウが必要であること等の意見を伺いました。

すみれば自然庭園は、環状八号線に隣接した位置にあります。個人邸宅があった土地を世田谷区が公園緑地として取得したものです。平成12年から3年間、住民参加のワークショップが行われた後、平成15年から一般公開されています。(財)せたがやトラスト協会が、世田谷区から管理運営を委託され、住民団体・世田谷すみればネットとの協働により行われています。視察当日は、世田谷すみればネットの方からお話を伺いました。世田谷すみればネットは、住民参加による「緑地づくり」のワークショップをきっかけに区民によって設立されました。他の区の公園とは違い、この公園独自のルールを世田谷区との話し合いで決めていることを特徴として挙げられました。

資料6は参考事例について表にまとめたものです。利活用の用途としては、貸スペースや展示施設、また、飲食店が多い結果となりました。また、旧赤星邸と同じ第一種低層住居専用地域の事例となると少なく、旧吉田茂邸と古我邸、そして先ほど報告した桜丘すみれば自然庭園の一部となっています。

古我邸は、鎌倉市にあり、100年の歴史がある鎌倉三大洋館の一つです。フレンチレストランでレストランウェディングを挙げることもできます。建築基準法の用途規制で、第一種低層住居専用地域内に飲食店を建てることはできませんが、ここは建築基準法の用途制限の許可を得ているそうです。

資料7では、資料6から特徴の異なる6施設を選び、詳細について調査いたしました。

(副座長) 俣野別邸について、別棟の休憩施設が広い庭に建てられており、ワークショップ等が行える施設となっています。公益財団法人横浜市緑の協会は他にも様々な業務を行っており、横浜市内の緑化事業や動物園等の管理運営、公園内の飲食施設経営等を行っているとのことでした。また、すみれば自然庭園について、一般財団法人と民間団体が共同して運営し、市民団体は20年ほど前から活動しているボランティア団体です。世田谷区では、区自体がトラスト協会で資金を集め運営に当たるといった仕組みがあるということです。

(座長) ワークショップでも公開時コメントでも、収益、建物の維持管理については関心があることが感じられます。視察でいろいろな運営等が見られ参考になりました。俣野別邸は、一度焼失したものを元の形に建て直したのですが、軽食を食べたりコンサートを行ったりできるスペースがありました。すみれば自然庭園は、元の建物は現存せず、どちらかというと世田谷に残った自然に接することができる場所というコンセプトで保存されているところでした。

(A委員) 収益性はわずかであっても検討が必要というのは、この報告を聞いてもわかります。規模や扱いは違いますが古我邸も魅力的なところで、元々オーナーがレースをやられていてその写真が貼ってあったり、食事をしながらそのような歴史を感じたりできる場所で、旧赤星邸でも歴史やレーモンドについて学ぶ時に、ファンでなくても感じられる仕掛けが必要だと思います。すみれば自然庭園は、管理運営の仕掛けの一例として紹介させていただきました。一般的に、市民団体やボランティア団体が管理運営していくと、高齢化や若者が集まらない等、逆に熱意が強すぎて排他的になる等もよくあります。より多くの世代や価値観の人を巻き込む仕掛けを合わせて考えていくことが大切だと思います。

(D委員) 事例集まとめを見ると、古我邸は第一種低層住居専用地域でレストランを運営していますが、建築基準法上の許可を取ったということでしょうか。旧赤星邸でもそういう可能性はあるのでしょうか。

(事務局) 鎌倉市にヒアリングした結果、許可したとのことでした。武蔵野市では可能かは状況によりまでするので、今の時点では手続きはあるがその可能性はわからないということになります。

(B委員)鎌倉市では、許可を取るのに周辺住民の理解を得られるかが決め手とのことでした。その施設では、時間帯や車のアクセスなど周辺住民に理解できる要件をつけた上で許可を受けたようです。旧赤星邸でも同様に周辺地域の人々に理解いただけるようなものなら可能性は高くなると考えます。

(座長)井上房一郎邸に先日行って参りましたが、こちらはレーモンドの住宅をコピーして建てたもので、美術館の一部として保存されています。ここは建物を利活用するというイメージではなく、建物を鑑賞するという目的のために保存されているという印象でした。

(4) 保存と利活用のバランスについて

(座長)では保存と利活用のバランスということで事務局から説明をお願いします。

(事務局)それでは、先日開催した市民ワークショップで出た、保存と利活用のバランスに関する意見を参考資料3で説明します。第1回の市民ワークショップは1月22日に実施され、参加者48名で現地見学とグループワークを行いました。

利活用に関するアイデアの中で、「次世代に負担がないように売上げで収入源を確保した方がよい」という一方で、「非営利目的利用に限定した方がよい」という意見がありました。また、「現代的な利用に合うような保存範囲」、「できる限り保存してほしい」など保存に関する意見、「地域の価値が上がるような利活用」、「旧赤星邸ならではの利活用のコンセプトを」という利活用のテーマ、コンセプトに係る意見が出ました。

気がかりなことでは、「保存と利用のバランスが難しい、建物にどの程度手を加えるのか難しそう」、「使用されすぎたり、ずっと使用できないことで故障したり価値が損なわれないか心配」という意見、また市への質問のなかで、「老朽化が目立つ、傷んでいる場所をどこまで改修するのか」、「オリジナルの部分を残すと、利活用の幅が狭くなる」、「リノベーションの場合、建物の歴史的価値を失ってしまうのではないか」との意見がありました。コメントカードに記載いただいた意見については、参考資料3の別添で添付しております。

(座長)保存と利活用のバランス、優先度をどのように考えるかということが論点になります。ワークショップの意見等も参照しながらご意見いただければと思います。

(C委員)植栽のバランスは決して良くない。樹木の状態や配置、樹種等の課題もあり、自然の形での保存、有効活用など様々な意見があります。そのバランスをどうとらえるかは検討が必要だと思います。

(座長)ワークショップでも武蔵野の自然が残っているのが良いという意見がありましたが、どこを生かして保存、利活用するのかというのは課題として持っています。

(B委員)私もやはり樹種がバラバラであるという意見です。地域から樹木の寄贈を受けて植えてきた歴史があると前所有者からも聞いており、それらをどう考え、どこまで手を入れるかの視点になると思います。

(E委員)あのような大きな木が街中にあるというのは、特に東京は関東大震災や戦争で焼けたり、高度経済成長の影響を受けたりしたところもあるので珍しいです。ジュネーブでは街中にとっても大きな木があり、その下が憩いの場になっています。木が大きいということは戦禍や開発にさらされなかったという意味で、それは社会のあり方や街の作り方を考えるヒントになります。どの段階の庭を残すかというのは美的な問題になってしまい結論を出すのは難しいですが、もっと都市史的な観点から木の存在を見たほうが正しく評価できるのではないかと思います。

(座長)平和な時代であるが故に木が育つというのは、今の時代でも大事なことだと思います。

(E委員)井上房一郎邸や俣野別邸のように、展示施設として歴史等の展示をすることは大事だと思いますが、レーモンドの建物自体は中を見て回ることで成立するようにし、時々そこでイベントなどが開かれるような形にして、隣の2つの建物のどちらかでそれを補うように展示を作り込むというのも一案と思

います。レーモンドの建築ギャラリーは日本にはなく、また赤星家の歴史や修道女会の歴史などを昭和史＝現代史として展示することもよいのではないのでしょうか。レーモンドが設計した主屋は展示室として整えていくというのはどうでしょうか。

(D委員)ワークショップでも保存寄りと利活用寄りの意見の両方があり、今の時点ではどちらともいえないですが、保存しながらできる利活用とはという見方で両方を生かせるような形で検討するのを出発とし、難しくなった場合に次の段階に進むという方がよいのではないのでしょうか。

(座長)これも市民からの意見ですが、使われなくなって施設が廃れていくというのも好ましくなく、一方で施設を利活用するためにあまりにも変更が加えられてしまうというのもよくないという、両方を懸念する意見があったと思います。

(E委員)地域の方々の納得を得ることは、利活用の不適を決める大きなファクターになります。同時に多くの人が集まるような利活用は難しいと感じます。結婚式なども庭を利用すると音が周りに届くので、人々が三々五々集まって帰るような利活用を考えなければいけないと思います。

(A委員)本件の場合、建物と庭では利活用の仕方は違うと思います。建物は歴史的背景や意味合いを読み取り保存しながら理解し活用する、対して庭は、歴史的意味合いは低いことも想定されますが、少なくとも今ある緑をまず大切にしようということになります。大きな緑は都市の快適な温熱環境に貢献し、オープンスペースは都市の防災的に大事で、そういうものに軸足を置くべきと感じます。現代では庭は鑑賞の対象となっていますが、歴史的には暮らしの中で意味を持っており、建築と相まってどう使われていたのかを考え、これからの時代の中で意味を持たせることが大事であると考えます。その際に、レーモンドの建築に対する思いやこれからの我々の暮らしにおける意味を見出していくことを含めて展示すること、そこに庭の生活シーンなどを含めることで生きてくると思います。コルビュジエのサヴォア邸や休暇小屋を見ると、彼がどういう思いで作ったかを知ることがこれからの暮らしの中で生きてくる、というようなことを感じました。展示を含め、それを生かしていく活動によって活用していく仕組みがあると良いと思います。

(副座長)私の立場としては、建物の保存については徹底的に行い安全性も担保するというのが必要と考えます。建物の利活用については、赤星家の歴史は大切にしたいですが、「歴史館」のような展示にはならないような工夫が必要です。今の時代は情報発信が重要で、そのコンテンツを手段において活用することを考えるのが大事だと感じます。建物と庭は一体化させること、現代での地域の中での位置づけというのを歴史的に周知していくことも、情報発信的には大事だと思いました。

(座長)情報発信というところでは、今は SNS を皆見ている時代で、そこに情報発信していくということになればいろいろと配慮が必要になると思います。今日ここで全ての結論を出すことはできませんが、引き続き意見を出していただければと思います。

(B委員)建物と庭との関係について、見学や一般公開の際に皆さんから共通して、建物から見た庭、庭から見た建物に関心を示される方が多かったという印象でした。そこを考えたときに、接收されたときに改変された部分が建物の景観に大きく影響しており、その部分をどうするかは大きな議論になると思います。また、カフェの要望も多く、お茶を飲む機会もない施設というのは、市民に活用してもらおう上で記憶とか愛着にもつながることだと思いますので、そのような視点は大事にしたいと思います。

(A委員)庭は地域のリビングと位置づけると、庭については大きな樹木があって中央に心地よい広がりがあるという大きなフレームが重要で、それを大事にしつつ、庭の中で見るのと建物の中から見るのと、それぞれを大切にしながら庭を整えること、建物の開口部ももっと開放されてもいいのではないかと感じます。それがカフェのような近所の方々が集まるコミュニティの場であるという、観光というよりは市民のためのリビングという位置づけを大事にする方向性かなという感じもあります。

(E委員)建物の中と外の連続性というのはレーモンドが日本に持ち込んだものです。井上房一郎邸はレーモンド自邸の写しで、ロτζアという屋根付きの外の空間があるのですが、日本の縁側とは違い、そこは外のリビングになっています。日本では、縁側で人が集まることもないし庭でご飯を食べることもありません。半屋外で食事をする空間は、レーモンドが導入したものです。ここには藤棚がありますが、オリジナルでは藤はなく可動式のテントになっていて、外のリビングルームとして使われていたようです。この庭でもあり建物の一部でもある場所でお茶を飲むというのは、すごくいいプログラムになるしいい仕掛けになると思います。

(C委員)建物と庭の一体化や建物から庭の眺めを大切にするという点は賛成で、どちらもコンセプトを持って改修や作り込みをすることが必要でしょう。建物修復の際には作業ヤードも必要になると思いますので、そのあたりも検討を進めていかなければと思っています。

(副座長)これまで出てきた議論やコンセプト等は十分理解できますし、素案としては問題ないと思います。建物利用としての展示については、調度との一体化なども十分な議論が必要です。見学者が建物を散策するときに、展示が目障りにならないような工夫も大事なことだと考えます。

(座長)メンテナンスのためにどこまで手を加えるか、改変部をどうするか、塀をどうするか等々、様々な議論する内容はあり、これから引き続き考えていければと思います。出されたテーマに完全に答えきってはいませんが、今後具体化していく際に立ち返りながら議論していければよいかと考えます。

(5) 赤星鉄馬関連資料の取扱いについて

(座長)では赤星鉄馬関連資料の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)「赤星鉄馬 消えた富豪」の著者より、赤星家親族から鉄馬に関する資料を預かっており、資料の保存・活用を検討いただきたい、という相談がありました。

著者の意向としては、国会図書館への寄贈が最適と考えているが、旧赤星邸の利活用で鉄馬を紹介するコーナーを設けるのであれば、市に預けることも検討したい。また、啓明会に関する資料として分散せず一か所に預けたいとのことでした。展示・活用にあたってはデジタル化したもので構わないと思うが、原本は適切な環境で保存してもらいたいということも、要望として挙げられました。

市が原本を保存する場合いくつか課題があるため、方向性としては国会図書館に寄贈いただくことをベースとしながら、旧赤星邸ではデジタル写真等のデータを照会するという取り扱いではどうか、とまとめたところです。

(副座長)市で保管する場合、武蔵野ふるさと歴史館で保管するのが最適であろうと考え、武蔵野ふるさと歴史館にヒアリングしましたが、公共性の高いものではなく啓明会という一団体の資料であるため、武蔵野市よりも国会図書館等で保管するほうがよいのではないかと、という意見でした。与那原氏の意向でも国会図書館への寄贈ということがありましたので、資料の性質からしてもそれによろしいのではないかと考えます。武蔵野ふるさと歴史館での展示の機会があれば、現物の借用も可能かと思えます。

(座長)武蔵野ふるさと歴史館としては、保管スペースの問題、保管環境の問題もあるようです。私が会員になっている宮沢賢治記念館では、資料等の原本は花巻市が保存し、展示の時も精密な複製を展示しているようでした。

3. その他

※日程調整の結果、次回は4月17日(月)午後6時半からとなった。

4. 閉会

(座長)それではこれで第2回 旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議を閉会いたします。